

設 計 書

予算項目	配水費 委託料
委託番号	委託 第8号

課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和6年度	作 成 年 月 日	令和5年12月22日	履行期間	令和 7年 3月31日 まで
委 託 名	自記録データ回収および集計業務委託				
委託場所	金足下刈字館ノ越地内ほか			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳			業 務 概 要	
	設計額(円)		データ回収業務	28箇所
	業務価格		データ集計業務	28箇所
	消費税等相当額			
	業務委託費			
			副務者 (職名)氏名	
			主務者(監督員)(職名)氏名	

〔内 訳〕

データ回収業務

水 圧

25箇所 令和6年4月～令和6年11月(8回)+取付

3箇所 令和6年4月～令和7年3月(12回)

データ集計業務

水 圧

25箇所 令和6年4月～令和6年11月(8回)

3箇所 令和6年4月～令和7年3月(12回)

明 細 書
データ集計業務

(第 2 号)

種 別、名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
自記録水圧測定器						
技術員		人				
消耗品		式				
小計						
計						

単 価 表

自動車経費 1日当たり

(第 1 号)

種 別、名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ガソリン		L				
自動車損料	ライトバン1500cc 4WD	日				
諸雑費		式				
計						

自記録データ回収および
集計業務委託

特記仕様書

令和6年度

秋田市上下水道局

第1章 総 則

(業務の目的)

第1条 本業務は、秋田市上下水道局（以下「甲」という。）が維持管理上重要である給水区域内の水圧を把握するため、設置している機器設備のデータの回収と集計業務を行うことを目的とする。

(基本事項)

第2条 本業務は、契約書および特記仕様書に基づいて行う。

2 受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書に明示されていない事項であっても、業務の遂行上必要と認められる事項については実施する。

3 乙は本業務に先立ち、工程および作業内容等について十分に協議し、承認を得てから実施する。

(費用の負担)

第3条 本業務実施等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として乙の負担とする。

(法令等の遵守)

第4条 乙は、業務の実施に当たり、関係する法令、条例、規則等（以下「関係法令」という。）を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第5条 乙は、業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(公益確保の義務)

第6条 乙は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

(提出書類)

第7条 乙は、指定する期日までに次の書類を提出しなければならない。

ただし、甲が別途、他の書類の提出を求めた際は指示に従い対応するものとする。

提出書類一覧表

提出書類	提出期日	部数
業務計画書	契約締結後直ちに	1
測定結果報告書 (水圧データ)	毎月データ回収・集計後直ちに	1
業務日誌	毎月業務実施ごとに	1
業務完了・一部完了届	毎月ごとの業務完了後直ちに	1

※なお、承認された事項を変更するときは、その都度甲の承諾を受ける。

2 業務計画書の様式は、「配水管工事標準仕様要領集（秋田市上下水道局）」の施工計画書作成要領に準じる。

(作業時間)

第8条 本業務は、原則として土日、祭日を除く甲の就業時間内に行わなければならない。

(主任技術者および従事者)

第9条 乙は、主任技術者および従事者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、データ集計等の部門については、経験と知識を有する従事者を配置しなければならない。

- 2 主任技術者は、従事者の中から選任し、書面をもって甲に届け出て承認を得なければならない。
- 3 乙は、主任技術者を解任する場合には、あらかじめ後任者を選任し、前項の手続きをとらなければならない。
- 4 乙は、業務を適正かつ円滑に履行するため、主任技術者に業務の内容を熟知させるとともに、従事者を指揮監督させなければならない。
- 5 甲は、従事者が業務遂行に不相当と認められる場合には、その理由を明示して従事者の交替を求めることができるものとする。
- 6 乙は、委託期間中に従事者を交替又は増員しようとする場合は、あらかじめ変更の手続きをとらなければならない。

(安全管理)

第10条 乙は業務に当たり、関係法令を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努めなければならない。

- 2 乙は業務に当たり、高所、道路上での作業およびその他特に危険が予想される箇所では、必要な安全対策を講じて事故防止に努めなければならない。

(疑義の解釈)

第11条 本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上これを定める。

(委託料の支払い)

第12条 委託料については、毎月分割し支払うものとする。

- 2 受託者は支払いにおいて、当該月の委託業務を完了したときは、業務一部完了報告書を翌月初めまでに提出しなければならない。ただし、最終月の委託業務を完了したときは、直ちに業務完了報告書を提出しなければならない。
- 3 消費税率については、委託業務を完了した当該月に適用されている税率とする。

第2章 データ回収および集計業務

(データ回収および集計箇所)

第13条 本業務の対象となる回収箇所、期間および回数は、別紙自記録データ回収業務箇所一覧表による。

(業務の期間)

第14条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(業務の内容)

第15条 本業務の内容は次のとおりとする。

(1) データ回収業務の基本事項

- ア データログの内部設定を確認する。
- イ データのダウンロードおよび過去データのフォーマットをする。
- ウ データログ内部の充電式電池の交換をする。

(2) 自記録水圧測定器の撤去および設置の基本事項

撤去

- ア 止水栓およびボールバルブを全閉にする。
- イ 水抜きで止水および圧力低下を確認する。
- ウ 機器を取外しする。

設置

- ア 自記録水圧測定ボックス内の点検および清掃をする。
- イ 配管に閉塞や破損等がないか確認する。(異常が認められる場合は甲に報告し指示を受ける)
- ウ データログの内部設定を確認する。
- エ 内蔵データのフォーマットを確認する。
- オ データログ内部の充電式電池の確認をする。
- カ 機器取付け後、止水栓およびボールバルブを全開しエア抜きを実施する。

(3) データ集計業務の基本事項

- ア 回収したデータをパソコンに接続し、専用ソフトで読み込む。
- イ 読み込んだデータを基に、甲が指示する集計表、リスト表等を作成する。
- ウ ア、イのデータをCD-Rに書き込みし甲へ提出する。

(4) その他

測定値又は機器異常によりデータ回収、自記録測定器の取付け、取外しおよびデータ集計業務が必要となった場合は実施しなければならない。

(不具合報告)

第16条 乙は、データ回収作業中および集計業務の過程で、不具合箇所を発見したときは、直ちに監督員へ報告し指示を受けなければならない。

(データ回収機材の貸与)

第17条 甲は、回収業務に必要な自記録水圧測定器、内蔵メモリーデータダウンロード用端末(PDA・タブレットおよび周辺機器)、充電式電池、充電式電池充電器を貸与する。

(データ集計機材)

第18条 乙は、データ集計に必要なパソコンおよび専用ソフト等を備え、業務に必要な消耗材料等(紙、インク、CD-R等)について負担しなければならない。

パソコン …………… 本体、ディスプレイ、プリンタ、
CD-R/RWドライブ、RS-232Cケーブル、等
専用ソフト …………… DLS-WS(フジテコム(株)製)

《動作環境》

OS：日本語版Windows7, 8, 10の32bitおよび64bitと互換性のある上位バージョン.NetFramework4. 5以上がインストールされていること。

メモリ：32bitOSの時 1GByte以上
64bitOSの時 2GByte以上

ハードディスク：32bitOSの時 16GByte以上の空き容量
64bitOSの時 20GByte以上の空き容量

(事故および機器の不具合)

第19条 データ回収業務作業時および終了後、乙の責任に帰する事故については、乙の責任と負担により直ちに処置し、甲の確認を得なければならない。ただし、責任の所在が明確でない場合は、その都度甲乙協議の上決定する。

(その他)

第20条 乙は、貸与された水圧監視盤用鍵の取扱いに十分に注意をするとともに、業務期間完了時に返却しなければならない。

2 乙は、作業中、市民から問い合わせ等があった場合は、誤解を招くことのないよう対応しなければならない。

以上

令和6年度自記録データ回収業務箇所一覧表

水圧測定箇所

28 箇所

番号	配水系	名称	測定箇所	箇所図表示記号	データロガ設置・撤去	データ回収期間	データ集計期間
1	手形山	金足西-3	金足下刈字館ノ越地内	●	各1回	11月まで(8回)	11月まで(8回)
2	手形山	金足西-4	金足岩瀬字長田地内	●	各1回	11月まで(8回)	11月まで(8回)
3	手形山	飯島東-1	飯島美砂町7番地内	●	各1回	11月まで(8回)	11月まで(8回)
4	手形山	旭川西-1	新藤田字高梨台142番地内	●	各1回	11月まで(8回)	11月まで(8回)
5	手形山	土崎-1	土崎港東二丁目10番地内	●	各1回	11月まで(8回)	11月まで(8回)
6	手形山	中通-2	千秋北の丸3番地内	●	各1回	11月まで(8回)	11月まで(8回)
7	手形山	保戸野-2	保戸野通町2-24	●	各1回	11月まで(8回)	11月まで(8回)
8	手形山	上北手-1	横森四丁目5番地内	●	各1回	11月まで(8回)	11月まで(8回)
9	手形山	駅東南-1	東通一丁目2番地内	●	各1回	11月まで(8回)	11月まで(8回)
10	手形山	太平-3	太平中関字平形121番地内	●	各1回	11月まで(8回)	11月まで(8回)
11	浜田	寺内高区-2	寺内蛭根三丁目17番地内	●	各1回	11月まで(8回)	11月まで(8回)
12	浜田	寺内高区-3	寺内大畑地内	●	各1回	11月まで(8回)	11月まで(8回)
13	浜田	八橋南-2	八橋本町三丁目10番地内	●	各1回	11月まで(8回)	11月まで(8回)
14	浜田	向浜-1	新屋町字砂奴寄4番地内	●	ナシ	3月まで(12回・通年)	3月まで(12回・通年)
15	浜田	割山高区-3	新屋松美町19番地内	●	各1回	11月まで(8回)	11月まで(8回)
16	浜田	八橋北-2	寺内児桜二丁目12番地内	●	各1回	11月まで(8回)	11月まで(8回)
17	浜田	浜田-2	浜田滝ノ原150番地内	●	各1回	11月まで(8回)	11月まで(8回)
18	浜田	下浜-2	下浜桂根字境川地内	●	ナシ	3月まで(12回・通年)	3月まで(12回・通年)
19	浜田	新屋高区-1	新屋町字関町後190番地内	●	各1回	11月まで(8回)	11月まで(8回)
20	浜田	新屋低区-3	新屋栗田町1-1	●	各1回	11月まで(8回)	11月まで(8回)
21	浜田	新屋東部-1	浜田字宮田沢地内	●	ナシ	3月まで(12回・通年)	3月まで(12回・通年)
22	豊岩	大町-1	大町五丁目7番地内	●	各1回	11月まで(8回)	11月まで(8回)
23	豊岩	川尻-1	川尻町字大川反232番地内	●	各1回	11月まで(8回)	11月まで(8回)
24	豊岩	仁井田東-1	仁井田本町二丁目20番地内	●	各1回	11月まで(8回)	11月まで(8回)
25	豊岩	御野場-1	御野場四丁目4番地内	●	各1回	11月まで(8回)	11月まで(8回)
26	豊岩	豊岩-2	豊岩小山字狐森321番地内	●	各1回	11月まで(8回)	11月まで(8回)
27	豊岩	檜山-3	檜山大元町11番地内	●	各1回	11月まで(8回)	11月まで(8回)
28	御所野	御所野高区-1	四ツ小屋字古川敷1番地内	●	各1回	11月まで(8回)	11月まで(8回)

令和6年度自記録データ回収箇所図

